

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	霧島市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city-kirishima.jp/gyokaku/201703dokujiiryoyou.html

執行機関名 霧島市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第278号)による霧島市営単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		霧島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第一 第2の項 霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第278号)による霧島市営単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和三十六年六月四日法律第九十三号)第1条	霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第278号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、霧島市営単独住宅(公営住宅法(昭和三十六年法律第九十三号)に規定する公営住宅を除く。以下「単独住宅」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第278号)